

2012年3月1日

仲裁人の忌避に関する規則 改正

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

現行	改正案
仲裁人の忌避に関する規則 1条 (趣旨)	
この規則は、スポーツ仲裁規則第23条、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第28条及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第28条(以下、まとめて「忌避条項」という。)に定める仲裁人の忌避に関して必要な事項を定める。	この規則は、スポーツ仲裁規則第23条、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第28条、 <u>日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第26条</u> 及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第28条(以下、まとめて「忌避条項」という。)に定める仲裁人の忌避に関して必要な事項を定める。
仲裁人の忌避に関する規則 2条 (忌避委員会の設置)	
忌避条項第2項により、当事者の一方による <u>調停人</u> 忌避の申立てがあった場合には、代表理事(機構長)は、忌避委員会を設置する。	忌避条項第2項により、当事者の一方による <u>仲裁人</u> 忌避の申立てがあった場合には、代表理事(機構長)は、忌避委員会を設置する。
仲裁人の忌避に関する規則 附則	
附則 この規則は2008年5月12日から施行する。 附則2 この規則は、2009年4月1日に遡って施行する。	附則 この規則は2008年5月12日から施行する。 附則2 この規則は、2009年4月1日に遡って施行する。 附則3 <u>この規則は、2012年3月1日から施行する。</u>

以上